審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　税政課

法令名	佐賀県証紙代金収納計器取扱規則	法令番号	昭和４６年規則第６７号
手続名	計器取扱人の指定	根拠条項	第３条

審査基準

次に掲げる要件を全て満たすときに指定することができるものとする。

１　押印業務を行うために必要な資力及び信用を有すること。

（１）　資力
計器取扱人として自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割の納税義務者の需要を満たすに十分な設定書の発行を受けうる資力

（２）　信用
申請に係る収納計器取扱所において継続的に押印業務を遂行する意思と能力を有すること。

２　納税義務者の自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割の納付について利便を与えることができること。

納税義務者の利用に便利な位置にあり、押印業務に適した施設・設備を有すること。

受付機関	佐賀県税事務所	処理機関	佐賀県税事務所	交付機関	佐賀県税事務所	標準処理期間　１４日 標準経由期間　　日	目次 №	